

令和5年度市民税・府民税申告書の書き方(収入があった人) A

※ 収入がなかった人、非課税所得のみの方は、別紙の書き方⑧を参照してください。

1 給与収入(源泉徴収票あり)

配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除(扶養親族が該当)、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、16歳未満の扶養親族、住宅ローン控除

収入

① 給与収入 4,100,000円

控除

- ② 配偶者特別控除 寝屋川 梅子(平成3年7月7日)
- ③ 扶養控除 寝屋川 一郎(昭和12年12月16日)
- ④ 障害者控除 寝屋川 一郎(昭和12年12月16日) 身体3級
- ⑤ 社会保険料控除 623,655円
- ⑥ 生命保険料控除 120,000円
- ⑦ 地震保険料控除 50,000円
- ⑧ 16歳未満の扶養親族 寝屋川 一男(令和2年5月27日)
- ⑨ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

① 給与収入(源泉徴収票あり)

給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額(複数の勤務先からの収入がある場合は、その合計金額)を記入してください。

また、必ず源泉徴収票を添付してください。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

住所	寝屋川市本町1番1号 105号室		
氏名	ネ ヤ ガワ	タロウ	寝屋川 太郎
給与・賞与	4,100,000	2,840,000	3,800,000
源泉徴収額	380,000	1,100,000	1,100,000
控除額	623,655	120,000	50,000
合計	623,655	120,000	50,000
配偶者	寝屋川 梅子	500,000	480,000
扶養親族	寝屋川 一郎		
16歳未満の扶養親族	寝屋川 一男		

申告書/表面

令和5年度 市民税・府民税申告書
(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの収入)

提出用 (あて先) 寝屋川市長 資料No. _____

令和5年 寝屋川市 本町1番1号 105号室 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
フリガナ ネ ヤ ガワ タロウ 生年月日 大・平・令
氏名 寝屋川 太郎 63年1月3日
電話番号 090 XXXX-XXXX 世帯主の氏名 寝屋川 太郎 申告者の職業 会社員

○配偶者及び控除対象扶養親族
令和4年12月31日現在、扶養していた人の氏名などを記入してください。
ただし、16歳未満(平成19年1月2日以降生まれ)の扶養親族は別紙に入力してください。

① 税込年間収入 (4,100,000円) 008

② 配偶者氏名 寝屋川 梅子 区分 夫 生年月日 平成3年7月7日 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 同一生計配偶者(強制申告対象) 給与 1,050,000円 配偶者特別控除額 380,000円 配偶者の合計所得金額 500,000円

③ 扶養親族氏名 寝屋川 一郎 区分 祖父 生年月日 昭和12年12月16日 身体3級 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

④ 障害者氏名 寝屋川 一郎 区分 本人 生年月日 昭和12年12月16日 身体3級 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

⑤ 社会保険料控除 623,655円

⑥ 生命保険料控除 120,000円

⑦ 地震保険料控除 50,000円

⑧ 16歳未満の扶養親族 寝屋川 一男 区分 養子 生年月日 令和2年5月27日 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7

○本人該当欄(あてはまる項目を○で開いてください)
ア. 障害者控除 障害の程度 (軽2)
イ. 遺族の扶養控除 死亡、離婚、生死不明(要件発生年月日) 平成17年1月3日以後生まれ、婚姻不離婚をしていない合計所得が35万円以下の人
ウ. 未成年者
エ. 勤労学生控除 学校名 ()

② 配偶者特別控除

配偶者の氏名、区分、生年月日、個人番号(マイナンバー)、給与所得の源泉徴収票に記載された配偶者特別控除額、配偶者の合計所得金額を記入してください。

③ 扶養控除 ④ 障害者控除(扶養親族が該当)

扶養親族の氏名、続柄、生年月日、障害の級など、個人番号(マイナンバー)を記入してください。なお、扶養親族と別居している場合は、別居の扶養親族欄に記入してください。

⑤ 社会保険料控除

給与所得の源泉徴収票に記載された金額を、⑤その他保険料欄に記入してください。

⑥ 生命保険料控除

給与所得の源泉徴収票に記載された保険料の金額を区分に従い記入してください。

⑦ 地震保険料控除

給与所得の源泉徴収票に記載された控除額を記入してください。

⑧ 16歳未満の扶養親族

16歳未満の扶養親族の氏名、続柄、生年月日、個人番号(マイナンバー)を記入してください。障害がある場合は、級などを記入してください。

⑨ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

居住開始年月日を記入してください。また、平成26年4月以降に入居し、かつ、住宅の対価の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合は、居住開始年月日の末尾に(特定)又は(特別特定)と記入してください。

申告書/裏面

○ 税込年間収入(源泉徴収票がない人)

主たる雇用主または事業主名	所在地	月	月	収
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
11				円
12				円
ボーナス等				円
合計金額				円

※収入が明らかとなる書類(源泉徴収票等)がない限り、申告後に金額の修正はできませんので、ご注意ください。

○ 収入がなかった人・非課税所得のみの人

所得のない人の記入欄

□ 扶養者氏名 (続柄) の扶養
□ 大学・専門学校で学業に専念
□ 遺族年金・障害年金・失業手当を受給
□ 病気で療養中
□ 預貯金で生活
□ その他 ()

⑧ 16歳未満の扶養親族(平成19年1月2日以降生まれ)

氏名	続柄	生年月日	障害者手帳の有無
寝屋川 一男	子	令和2年5月27日	なし
個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		
個人番号			
個人番号			

○ 居住開始年月日(住宅借入金等特別税額控除がある場合に記入してください)
例:平成25年1月1日、令和元年6月1日(特定)、令和2年1月1日(特別特定)
令和2年1月10日(特別特定)

○ 収入金額・必要経費の計算に使ってください

給与所得の源泉徴収票に記載のない控除を申告する場合は、証明書類(障害者手帳、国民健康保険料・国民年金保険料など社会保険料の領収書又は支払額の証明書、生命保険料・地震保険料の控除証明や支払額の証明書など)を添付してください。ただし、住宅ローン控除がある場合は、市民税・府民税申告ではなく、税務署へ確定申告書の提出が必要です。

2 給与収入(源泉徴収票なし)

扶養控除(別居)、16歳未満の扶養親族、寡婦・ひとり親控除、社会保険料控除、寄附金税額控除

収入

① 給与収入 2,000,000円(源泉徴収票なし)

控除

- ② 扶養控除 寝屋川 梅吉(昭和33年6月6日)(別居)
- ③ 16歳未満の扶養親族 寝屋川 二男(平成22年10月10日)
- ④ 寡婦・ひとり親控除
- ⑤ 社会保険料控除 国民健康保険料 216,000円
- ⑥ 寄附金税額控除 ○○市 10,000円

申告書/表面

令和5年度 市民税・府民税申告書
(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの収入)

個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6
フリガナ ネ ヤ ガワ マツコ
氏名 寝屋川 松子
生年月日 明・大・○・平・令
61年10月12日
申告者の職業 会社員

税収年間収入 (2,000,000円)

年金及びその他の所得
国民健康保険料 216,000円

所得及び税額から差し引かれる金額
寄附金税額控除 ○○市 10,000円

扶養親族
寝屋川 梅吉 父 昭和33年6月6日
寝屋川 二男 子 平成22年10月10日

1 給与収入(源泉徴収票なし)

申告書裏面の税収年間収入(源泉徴収票がない人)欄に、雇用主又は事業主名、所在地、月収、ボーナス等の金額、合計金額を記入してください。

申告書裏面に記入した合計金額を、申告書表面の給与所得欄の税収年間収入欄に記入してください。

また、給与明細を添付してください。

※給与収入金額が103万円を超えるなど、所得税の精算が必要な方は、税務署へ確定申告書の提出が必要となります場合があります。

申告書/裏面

税収年間収入(源泉徴収票がない人)

主たる雇用主または事業主名 ○○○○(株)
所在地 ○○市△△町○番
月収 150,000円
ボーナス等 200,000円
合計金額 2,000,000円

収入がなかった人・非課税所得のみの人
16歳未満の扶養親族
寝屋川 二男 子 平成22年10月10日

収入金額・必要経費の計算に使ってください

収入金額	必要経費
売上原価	売上原価
売上金額	水道光熱費
受取手数料	修繕費
雑収入	消耗品費
	火災保険料
	雑収入
	雑収入
	雑収入
	雑収入
	雑収入
(A)収入合計	所得金額((A)-(B)-(C))

事業税に関する事項
非課税所得など 損益通算の特例適用
事業用資産の譲渡損失など 資産の種類 損失額・被災損失額(白)

特定配当等・特定株式等譲渡所得の申告不要制度
上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得等は申告しません。

2 扶養控除(別居の場合)

別居の扶養親族欄に、扶養親族の氏名、続柄、生年月日、個人番号(マイナンバー)、住所を記入してください。障害がある場合は、級などを記入し、障害者手帳などを添付してください。なお、扶養親族と同居している場合は、同居の扶養親族欄に記入してください。

3 16歳未満の扶養親族

16歳未満の扶養親族の氏名、続柄、生年月日、個人番号(マイナンバー)を記入してください。障害がある場合は、級などを記入し、障害者手帳などを添付してください。なお、16歳以上の扶養親族は、申告書表面の扶養控除欄に記入してください。

4 寡婦・ひとり親控除

該当する要件を○で囲み、要件発生日を記入してください。

5 社会保険料控除

国民健康保険料納付確認通知書や国民年金保険料控除証明書などに記載された納付済保険料の金額をそれぞれ記入してください。
※支払額の証明書や領収書を添付してください。

令和4年分
国民健康保険料納付確認通知書

氏名	寝屋川 松子
住所	寝屋川市本町1番1号 205号
納付金額	216,000円

6 寄附金税額控除

区分ごとに、寄附先と寄附金額を記入してください。
※寄附金の受領証や領収書を添付してください。

4

その他の所得

(シルバー人材センターからの配分金収入、営業等・不動産所得)

勤労学生控除、特定配当等・特定株式等譲渡所得の申告不要制度、住民税の徴収方法の選択

申告書
表面

1 配分金収入 (636,940) 2 必要経費 (300,000)

3 勤労学生控除 (100,000)

申告書
裏面

2 収入金額・必要経費の計算に使ってください

4 特定配当等・特定株式等譲渡所得の申告不要制度

5 給与所得者の住民税の徴収方法について

①シルバー人材センターからの配分金収入

配分金収入は、雑所得に区分され、家内労働者等の必要経費の特例を適用する場合は、55万円を上限として必要経費を差し引くことができます(ただし、収入金額を上限とします)。

雑所得(営業)欄に、収入金額と必要経費を記入してください。なお、配分金支払証明書を添付してください。

支払年分	令和4年分
支払額内訳	配分金 636,940 追加配分金 交通費等 控除
支払金額	¥636,940

※給与収入がある場合、55万円から給与所得控除の金額を差し引いた金額が、特例で適用することができる経費の上限額となります。また、給与収入が55万円を超える場合、家内労働者等の必要経費の特例を適用することができません。

(例) 給与収入35万円 配分金収入60万円のときの雑所得
60万円 - (55万円 - 35万円) (経費の上限額) = 40万円

②営業等、不動産所得など

営業等、不動産所得などがある人は、申告書裏面に収支内訳を記入し、申告書表面に、所得の種類、収入金額、必要経費を記入してください。

③勤労学生控除

勤労学生控除を受ける人は、学校名を記入してください。また、学生証等を添付してください。

④特定配当等・特定株式等譲渡所得の申告不要制度

上記の所得を申告しない場合は、□にチェックをしてください。

※確定申告書を提出した場合で、第二表住民税・事業税に関する事項欄「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」にチェックを入れたときは、市民税・府民税の申告書の提出は不要です。

※確定申告書の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」にチェックを入らなかった場合又は市民税・府民税で当該所得の一部を申告する場合、□にチェックをしてください。なお、一部を申告する場合は、市民税・府民税で申告する所得金額等について、記入してください。

※以下の書類を添付してください。

- ・特定口座年間取引報告書 (ない場合は配当の支払通知書、確定申告書付表等)
- ・確定申告を行った場合は、申告書の控え

⑤給与所得者の住民税の徴収方法について

給与所得のある人で、給与以外の所得(不動産所得など)がある場合は、どちらかの□にチェックしてください。

※65歳以上の公的年金等に係る所得については、公的年金からの特別徴収(天引き)になりますので記入は不要です。

注意事項

市民税・府民税申告書には、申告者・同一生計配偶者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族・事業専従者・所得金額調整控除の適用に該当する扶養親族又は同一生計配偶者の個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

※申告者以外の番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)の添付は不要です。

※本書は書き方の例ですので、申告の際は申告者ご本人の状況を記入してください。

申告に必要なもの ※証明書類のない控除は、控除対象になりません。

- ①給与所得や公的年金の源泉徴収票など前年中の収入金額がわかるもの
- ②営業等所得などで収支計算に必要な帳簿など
- ③生命保険料・地震保険料の控除証明や支払額の証明書
- ④国民健康保険料・国民年金保険料など社会保険料の領収書又は支払額の証明書
- ⑤医療費控除又はセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける人は、医療費控除に係る明細書
 - ※医療費控除に係る明細書には、(1)医療を受けた人の氏名、(2)病院・薬局等の支払先の名称、(3)医療費の区分(診療、医薬品購入、介護保険サービス等)、(4)支払った医療費の額、(5)(4)のうち生命保険等で補てんされる金額を、「医療を受けた人」「病院等」ごとにまとめて記入してください。
- ⑥障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳など
- ⑦勤労学生控除を受ける人は、学生証など
- ⑧寄附金税額控除を受ける人は、寄附金の受領証や領収書
- ⑨雑損控除を受ける人は、り災証明書、被害を受けた住宅の取得年月、床面積がわかるもの(売買契約書などでその取得価額のわかるもの、修繕費などの災害関連支出の領収書)、保険金などで補てんされる金額がある場合は、その金額がわかる書類など
- ⑩番号確認書類と身元確認書類(詳しくは、申告書(控)の「申告書提出について」をご覧ください。)

※番号確認書類、身元確認書類、源泉徴収票などの収入金額がわかるもの及び証明書類は、すべて原本に限らず写しでも構いません。